

## 商品概要説明書

### 住宅倶楽部会員専用定期積金

(平成22年10月1日現在)

|  |   |
|--|---|
| 1. 商品名<br>(愛称)   | ○定期積金(定額式)<br>「住宅倶楽部会員専用定期積金(金利優遇)」   |
| 2. 販売対象  | ○JA伊豆の国住宅倶楽部会員(個人)に限定します。<br>(但し、1会員につき1契約とします)   |
| 3. 期間  | ○12か月以上60ヶ月以内   |
| 4. 払込方法<br>(1) 払込方法<br>(2) 払込金額<br>(3) 払込単位                              | ○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。<br>○1回あたり100円以上<br>○1円単位   |
| 5. 払戻方法  | ○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。  |
| 6. 給付補填金<br>(1) 適用利回り<br>(2) 支払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br>(5) 金利情報の入手方法 | ○契約時の店頭表示金利に0.1%を上乗せした利回りを満期日まで適用します。<br>○満期日以後に一括して支払います。<br>○計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。<br>○個人のお客さまは20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となります。<br>○金利(約定利回り)は店頭に表示しています。 |
| 7. 手数料   | _____   |
| 8. 付加できる<br>特約事項   | ○個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。<br>(貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率)<br>○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。  |
| 9. 中途解約時の<br>取扱い   | ○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。<br>○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。   |
| 10. 貯金保険制度<br>(公的制度)   | ○保護対象<br>当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。                |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：055-949-3211）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県JAバンク相談所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所（電話：054-284-9913）にお尋ねください。</p> |
| <p>12. その他参考となる事項</p>         | <p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○満期日前に住宅倶楽部会員でなくなった場合でも、定期積金の期間満了までは契約時の利回りを適用します。</p>   |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A伊豆の国